

(証券コード 3939)
2021年12月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
株式会社カナミックネットワーク
代表取締役 山 本 拓 真

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。議長を含めすべての出席役員はウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。株主の皆様におかれましては、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができます（3～4ページ参照）。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月21日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年12月22日（水曜日）午前10時（午前9時開場） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階 S P A C E 6
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第21期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件 |

以 上

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kanamic.net/>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主の皆様へのお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面により事前の議決権行使をしていただき、当日のご来場はお控えください。

株主総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kanamic.net/>) よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会にご来場をいただく場合は、マスク着用をお願い申し上げます。当日は運営スタッフによる検温、およびアルコールによる手指消毒をお願いしておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数は30席のみとなっております。座席数以上のご来場があった場合や発熱等の感染の疑いのある場合は、会場へのご入場をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。


本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月22日 (水曜日)
午前10時 (受付開始: 午前9時)




書面 (郵送) で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年12月21日 (火曜日)
午後6時00分到着分まで



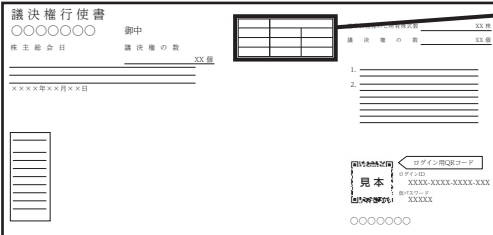
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月21日 (火曜日)
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 御中
株主総会 議決権の数 XX 票
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 票

1. _____
2. _____

見本
XXXXXXXX-XXXX-XXXX
XXXXXX
XXXXXX

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

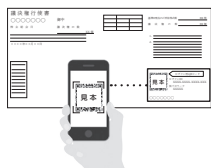
書面 (郵送) およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



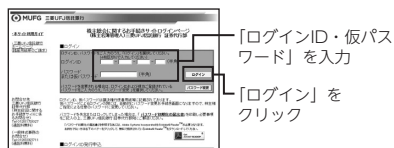
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

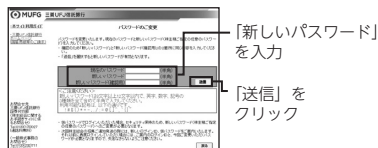
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により国内外を問わず家計や企業の活動が制限されており、その様な状況において景気は依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている状況となっております。

当社グループを取り巻く環境におきましては、超高齢社会の到来に伴い、介護費、介護保険サービス利用者数及びサービス提供事業者数は増加し、介護事業全体の底上げが続いております。2021年度の介護保険制度改正では、新たに感染症や災害への対応力強化が掲げられた他、高品質かつ効率的な介護サービスの提供可能な体制整備を推進する観点から、地域包括ケアシステムのより一層の推進とICTの活用及び介護の担い手の拡大などととも、LIFE（CHASE＋VISIT）を活用した科学的介護の取組の推進が新たに加わるなど、医療・介護事業全体でサービス提供のより一層の効率化が求められております。

このような状況のもと、当社グループは、医療・介護をつなぐ地域包括ケアを実現するシステムを提供していることから、各省庁との共同プロジェクトに参加し、国の政策と同じ方向性をもつシステム開発会社となるよう努めるとともに、介護保険制度改正に対応する準備を整え、継続して適時にシステム改修を行い、システム利用者の負担軽減により、ユーザーの利便性の向上を図っております。総務省の「IoTサービス創出支援事業」の実証実験を通じて「カナミッククラウドサービス」を基軸とした介護における各種データの活用連携を進めるとともに、「東京都多職種連携ポータルサイト」を通じて、従来の市区町村に比べてより広範囲な都道府県単位での在宅療養推進体制に寄与するなど、当社グループの「カナミッククラウドサービス」で培った医療・介護連携のノウハウが地域の医療・介護連携に貢献しております。それらの高齢者支援事業とあわせ、多世代包括ケアの実現に向けた取り組みとして「子育て支援システム」を通じて自治体の子育て支援事業の効率運用に寄与しております。また、前期より引き続き遠隔医療に豊富な実績のある国立大学法人 旭川医科大学と「遠隔医療・介護のIoTクラウド利用の地域包括ケア・グローバルモデル構築」を目的とした共同研究を実施

するとともに、当期より認定NPO法人健康都市活動支援機構と共同で自治体向け地域データヘルスシステムの標準化を目指したシステム開発を行っております。新たな事業といたしましては、介護事業者における介護サービス利用者向け請求書・領収書の「発行」「連絡」業務に対するソリューションサービスとして、業務をWeb上で完結できるDX（デジタルトランスフォーメーション）サービスとしての「カナミックかんたんWeb明細」、実際の作業の事務代行を行う「カナミックかんたん郵送代行（BPO）」をそれぞれ開始いたしました。一方で、当社グループにおけるシステムのプラットフォーム化の一環として、コンテンツサービスの充実、人材データベースマッチングサービスや医療・介護事業者向け物販サービスの稼働、サービス付き高齢者向け住宅におけるIoT連携など、他社との業務連携を進めてまいりました。また、今後の事業規模拡大を目的としたM&A実施のための資金調達として、新株予約権付社債および新株予約権を新たに発行いたしました。

さらに、当社グループのシステムがプラットフォーム化に対応していくことに伴い取得される患者・要介護者等の情報をビッグデータとして解析し、国や自治体、保険会社等が必要としているエビデンスを見つけ出すAIサービス等の展開を通じて医療・介護分野における地域連携をさらに推進させ、患者・要介護者、全ての医療・介護事業者にソリューションを提供するための研究活動も実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い当社グループの主たる顧客である介護事業者の一部において、介護事業の活動が制限される状況となっておりますが、現時点における当社グループへの影響は軽微となっております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,080百万円（前連結会計年度比199百万円増、同10.6%増）、営業利益は841百万円（前連結会計年度比187百万円増、同28.6%増）、経常利益は829百万円（前連結会計年度比152百万円増、同22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は579百万円（前連結会計年度比106百万円増、同22.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は227百万円であり、その主な内容は、カナミッククラウドサービスにおけるソフトウェアの機能強化169百万円および設備投資等58百万円によるものであります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中に、新株予約権付社債を発行し2,004百万円を資金調達しております。

また、新株予約権48,000個を発行し4百万円を資金調達しております。なお、新株予約権48,000個（潜在株式数4,800,000株）の全てが当初行使価額の1株あたり615円で行使された場合の資金調達額の総額は2,952百万円となりますが、当連結会計年度中に行使された新株予約権はございません。

(4) 対処すべき課題

近年の医療・介護業界に関連するステークホルダーの様々な課題が顕在化してきております。まず家族と患者・要介護者である高齢者とが抱える課題としては、家族の介護のために介護をする方が仕事を辞めなければならないという介護による雇用喪失の問題や家族の繋がりの希薄化の問題が考えられます。次に、介護事業者が抱える課題としては、業界全体としての人材不足やケアマネジャーなどの採用の難しさ、そして介護事業者のサービス内容が患者やその家族に伝わらないといった問題が考えられます。加えて、特に業界で多くを占める中小介護事業者において、設備投資や資金繰り、資金決済といった事業規模に伴う諸問題がございます。また、病院医師や在宅医師の抱える課題として、業務があまりに多忙すぎる点や患者の情報不足に起因して、有効な医薬品の利用や患者への対応が遅延することがあります。さらに、看護師や介護士における課題として、最新の治療等の情報不足や知識・経験の欠如から来るサービス品質の低下があります。

当社グループは、このような医療・介護業界全体が抱える課題を克服することが当社グループの課題と考えて、以下のような対処を行っております。

① クラウドサービス提供事業の拡大

当社グループのクラウドサービスは、自治体・医療・看護・介護の連携に関してシステム内でのコミュニケーションが可能な多職種間連携を実現する介護請求・業務管理システムとして介護保険制度施行時の2000年より提供されているシステムであり、当該システムにより国が目指す「地域包括ケア」の実現に寄与してまいりました。当社システムの導入により、医師、看護師、ケアマネジャー、介護士といった方たちの情報連携による地域包括ケアを実現することが可能となり、サービスの質の向上と業務の効率化が進められるようになっております。

今後は、介護サービスのニーズの高い地域から順次営業所を設立し、地域に根ざしたサービスを提供し、患者とその家族に対して効果的かつ安定的な介護環境を生み出すことで、家族介護による離職問題を回避し、若者の社会進出の

活性化を図るとともに、家族の繋がり自体を活性化させることを課題と考えております。

また、地域連携のさらなる推進により、患者、要介護者、全ての医療・介護事業者といった医療・介護業界全体のユーザーの利便性を向上させ、情報共有プラットフォームの構築に貢献し、急性期医療から回復期医療、そして在宅医療といった各段階における適切な医療や介護の対応を可能にするため、各段階の患者のニーズの変化に適宜対応できるようシステム開発への取り組みを継続していく方針であります。

② 新規事業領域の拡大

i コンテンツ事業

当社グループのカナミッククラウドサービス内において、医療・介護に関連する有益な情報をコンテンツとして提供し、広告宣伝収入を得ております。当社の提供する広告は、医療・介護に関連する方々に有益な情報をタイムリーに提供するものであり、その導入によって、医療・介護関係者が最新の医薬品の情報や介護関連機器等の情報を取得することができるようになり、医療・介護の質の向上に寄与します。

今後は、在宅医療・介護の広がりにあわせ、広告を通じた情報に対するニーズがより高まっていくと予想され、より広い情報を提供するため、大手広告代理店と協力し、広告宣伝主を広く集め、さらに医療・介護関係者の役に立つ情報提供システムとなっていく必要があると考えております。

ii ビッグデータ解析事業

当社グループは、カナミッククラウドサービスの提供を通じて取得した膨大な医療・介護関係のデータを蓄積しております。

今後は、平均寿命の伸びと少子化に伴う高齢化社会が進展する状況下において、クラウドに蓄積されたビッグデータの解析事業を通じて、よりよく、かつ効率的に介護を行える環境を整えることに寄与してまいります。

iii シェアリングエコノミー関連事業

当社グループは、カナミッククラウドサービス上で当社グループのシステムユーザーにおける求人ニーズと人材データベースのマッチングサービスを提供しております。

今後は、人材サービスのみならず、介護関連器具、車両、施設といった介護事業者が必要とするあらゆるニーズに対応できる仕組みを整え、介護業界の発展に寄与してまいります。

iv フィンテック関連事業

当社グループはカナミッククラウドサービスの提供を通じた効率的な請求管理サービスを提供しておりますが、介護事業では介護給付費の決済に関連する業務に従来型の非効率な部分が多く存在しております。

今後は、請求管理に加え、資金繰り、新たな決済手段などのサービスライナップの追加を図り、決済関連の効率化に寄与してまいります。

③ 積極的なM&Aの活用

当社グループは、「[人生を抱きしめるクラウド]で人と社会に貢献する」というビジョンを前提にした「事業コンテンツ」、「事業エリア」、「事業ツール」の補強・拡大を行う際の方法の一つとして、M&Aの採用を積極的に検討しております。当社グループにおける新規事業の創出・既存事業の拡大とともに、M&Aの推進を通じてビジョンの実現と継続的な成長を図ってまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するカナミッククラウドサービスにおいて数多くの患者・要介護者の情報を保有しており、個人情報保護を含む情報管理が経営の重要課題であると認識しております。当社では、2006年5月に「プライバシーマーク」を、2017年12月に「医療情報ASP・SaaS情報開示認定制度」をそれぞれ取得しておりますが、今後も定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ システム基盤の強化

当社グループは主にクラウドを利用したインターネット上での事業を展開していることから、サービス提供に係る当該システム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。また、長期的に高齢者人口の増加が見込まれており、要介護者数も合わせて増加するため、ユーザー数の増加に備えたサーバーリソースが必要になります。当社グループは、今後もその重要性に鑑み、継続的に安定運用を図るため、システム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

⑥ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることができる事業基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制のさらなる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。事業の拡大に伴い、

内部管理体制の一層の充実に努め、業務の適切性、財務報告の信頼性及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

⑦ 人材の採用と育成

当社グループは、継続的成長のためには、優秀な人材の採用と育成が重要であると考えております。

特に高齢社会に関連する市場はますます拡大し、多くの事業機会が生まれており、これに対応した営業所の新設に伴う営業やサポート面において必要とされる人員を確保する必要があります。

また、当社グループは介護保険制度等の改正に対応したシステム開発のための人員を確保する必要があります。

そのため、当社グループは当該人材の採用と育成に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2018年9月期)	第 19 期 (2019年9月期)	第 20 期 (2020年9月期)	第 21 期 (2021年9月期) (当連結会計年度)
売上高 (千円)	－	－	1,881,444	2,080,776
経常利益 (千円)	－	－	676,999	829,941
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	－	－	472,699	579,583
1株当たり当期純利益 (円)	－	－	9.82	12.08
総資産 (千円)	－	－	2,303,003	4,395,056
純資産 (千円)	－	－	1,905,848	1,959,242
1株当たり純資産額 (円)	－	－	39.60	41.22

- (注) 1. 第20期より連結計算書類を作成しておりますので、第19期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2018年9月期)	第 19 期 (2019年9月期)	第 20 期 (2020年9月期)	第 21 期 (2021年9月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	1,504,408	1,685,906	1,881,444	2,080,776
経常利益 (千円)	380,835	543,274	678,387	834,565
当期純利益 (千円)	256,731	357,915	474,297	584,682
1株当たり当期純利益 (円)	5.33	7.44	9.85	12.19
総資産 (千円)	1,487,876	1,842,807	2,313,637	4,408,720
純資産 (千円)	1,172,610	1,490,280	1,916,447	1,972,866
1株当たり純資産額 (円)	24.36	30.96	39.82	41.51

- (注) 1. 2018年4月1日付で1株につき2株および2019年9月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
康納美克（大連）科技有限公司	10,000千円	100.0%	システム開発

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療・介護分野における情報共有プラットフォームの構築を目的とする事業を行っております。

(8) 主要な営業所（2021年9月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
大阪営業所	大阪市淀川区
福岡営業所	福岡市博多区
名古屋営業所	名古屋市中区
広島営業所	広島市中区
沖縄営業所	那覇市

② 子会社

名称	所在地
康納美克（大連）科技有限公司	中華人民共和国遼寧省大連市

(9) 使用人の状況（2021年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
84名	7名増

(注) 従業員数には、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減
70名	7名増

(注) 従業員数には、臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 158,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,132,000株
- (3) 株 主 数 11,748名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社SHO	11,380,000株	23.99%
山本 拓真	6,684,000	14.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,608,900	7.61
J P M B L R E N O M U R A I N T E R N A T I O N A L P L C 1 C O L L E Q U I T Y	2,220,714	4.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,106,400	4.44
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,914,800	4.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1,607,400	3.38
山本 洋子	1,400,000	2.95
山本 稔	900,000	1.89
C R E D I T S U I S S E I N T E R N A T I O N A L	858,000	1.80

(注) 持株比率は、自己株式（710,906株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 2021年7月15日開催の取締役会決議及び2021年7月19日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	2026年満期第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類および数 (注)	普通株式 2,408,767株
新株予約権の行使時の払込金額	無償
転換価額	当初転換価額 830円30銭
権利行使期間	2021年8月5日から2026年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権付社債の残高	2,003,866千円

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権付社債の額面金額の総額 (2,000,000千

円)を転換価格830円30銭で除したものであります。転換価額は1回のみ修正されることがあります。但し、修正後の転換価額が615円を下回る場合となる場合には、615円を修正後の転換価額とします。

② 2021年7月15日開催の取締役会決議及び2021年7月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

	第3回新株予約権
新株予約権の数	48,000個
目的となる株式の種類および数	普通株式 4,800,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり93円 (総額4,464,000円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)	当初行使価額1株当たり615円
権利行使期間	2021年8月5日から2024年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てた。

(注) 行使価額は、本新株予約権が行使される都度、各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。)に修正されます。但し、修正後の行使価額が、615円を下回る場合となる場合には、615円を修正後の行使価額とします。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	山 本 稔	株式会社SHO 代表取締役
代表取締役副会長	山 本 洋 子	
代表取締役社長	山 本 拓 真	
取 締 役 副 社 長	山 本 景 士	営業部部长兼企画制作部部长
取 締 役	石 川 竜 太	開発部部长
取 締 役	若 林 賢 也	管理部部长
取 締 役	垣 添 忠 生	公益財団法人日本対がん協会 会長
取 締 役	福 川 伸 次	学校法人東洋大学 総長
取 締 役	二 川 一 男	
常 勤 監 査 役	大 用 恭 市	
監 査 役	今 谷 俊 夫	
監 査 役	千 葉 恒 久	五反田法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役垣添忠生氏、福川伸次氏、二川一男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大用恭市氏及び今谷俊夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役千葉恒久氏は弁護士の資格を有しており、主に法務面における専門知識や豊富な経験を活かし、監査の実効性を高めております。
4. 2020年12月18日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、森中小三郎氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、取締役垣添忠生氏、取締役福川伸次氏、取締役二川一男氏、常勤監査役大用恭市氏及び監査役今谷俊夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては職責、経営への貢献度および役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役の報酬は、基本報酬として固定報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責、経営への貢献度および役位に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬については、金銭報酬のみとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長を議長とする報酬委員会に準ずる任意の機関で決定する。報酬委員会に準ずる任意の機関の権限は、各取締役の基本報酬額の決定とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	195百万円 (13百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	16百万円 (11百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (6名)	211百万円 (25百万円)

- (注) 1. 上表には、2020年12月18日をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9人です。
4. 監査役の報酬限度額は、2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3人です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

取締役垣添忠生氏は、公益財団法人日本対がん協会の会長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役福川伸次氏は、学校法人東洋大学の総長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
垣 添 忠 生	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回出席し、経営全般に有意義な発言を積極的に行っております。医学界において培った知識・見地から発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
福 川 伸 次	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には16回中15回出席し、経営全般に有意義な発言を積極的に行っております。情報通信業を通じて培った知識・見地から発言を行うなど、適切な役割を果たしております。
二 川 一 男	社外取締役	2020年12月18日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、経営全般に有意義な発言を積極的に行っております。医療介護・保健・社会保障・労働環境における行政官を通じて培った知識・見地から発言を行うなど、適切な役割を果たしております。
大 用 恭 市	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回、監査役会には13回中13回出席し、金融行政や銀行協会業務を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
今 谷 俊 夫	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回、監査役会には13回中13回出席し、金融業を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,320千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産
上の利益の合計額 19,320千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、当社都合の場合の他、総合的に判断して会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会での決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在、その基本方針に従って内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 取締役会は、原則として毎月開催し、監査役の出席のもと、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
 - b 取締役会は、独立した社外取締役を置き、取締役会の意思決定及び職務執行の適法性・妥当性を監督する機能を強化し、経営の健全性・透明性を確保する。
 - c 取締役会は、「コンプライアンス規程」及び「倫理行動規範」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することを周知・徹底する。
 - d 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「倫理行動規範」及び「反社会的勢力対策規程」において定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
 - e 業務運営に関する不正行為等を未然に防止し、法令等を遵守した業務運営の強化を図るため、別に定めた「内部通報に関する規程」に基づき、通報者の保護を重視した、ラインから独立した相談・通報窓口を設置する。
 - f 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会へ出席し、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
 - g 代表取締役直轄の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各部門の業務が法令及び定款並びに諸規程等に基づき適正に行われているかを監査し、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行うとともに、その結果を取締役会及び監査役会へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 株主総会、取締役会の議事録、取締役の職務執行に係る重要な情報等は、法令および「文書管理規程」に従い、定められた期間、適切に保存・管理する。

- b 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 取締役会は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、「リスク管理規程」に基づき、リスクの識別・分析・評価及び対応方針等の策定を行い、リスク管理体制の整備・強化に努める。
 - b 重大なリスクが顕在化した場合は、別に定めた「危機管理規程」に基づき迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるように努める。
 - c 「個人情報保護規程」等に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役及び使用人による意思決定と業務執行に関して、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等により、権限と責任を明確にするとともに、組織間の適切な役割分担ができる体制を確保する。
 - b 会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、常勤取締役をもって構成される経営会議を開催し、その協議を経て業務執行の決定を行う。
 - c 役員から使用人に対して、経営方針が伝達され、使用人から取締役に重要な情報が適切に伝達される仕組みを整備する。
 - d 取締役会は、中期経営計画および毎年度の事業計画を策定し、経営目標を明確にするとともに、代表取締役以下業務執行取締役がその達成に向けて適切に職務を遂行しているか、定期的に報告を受け、その進捗状況を管理する。
- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社は、経営理念および倫理行動規範により、グループ全体においてコンプライアンス体制を構築する。
 - b 当社は「関係会社規程」に基づき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - c 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を、監査役補助者として任命するものとする。
 - b aの使用人については、会社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該使用人への指揮命令権は監査役に属する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役及び使用人は、業務執行の状況を監査役の求めに応じて報告する。
 - b 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、直ちに監査役に報告をする。
 - c 監査役へ報告した者が、不利益な取り扱いを受けないことを「内部通報に関する規程」に定め、当該報告した者の保護を行う。
 - d 内部監査室は、内部監査の年度計画及び監査の実施状況（監査報告書）を監査役会にも報告する。また、監査役会は、必要に応じて、内部監査室に対し、追加の監査の実施や改善策の策定を求めることができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、会社の業務執行に関する報告を受けることができる。
 - b 監査役の職務執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき、会社が負担するものとする。
 - c 監査役は、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長が委員長になり、内部統制委員会を設置している。財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を強化する。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。また、不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

b 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

i 「倫理行動規範」において、反社会的勢力に対する会社の態度を明文化し、全職員の行動指針としている。

ii 「反社会的勢力対策規程」や「反社会的勢力調査マニュアル」等の関係規程等を整備しており、反社会的勢力排除のための体制を構築している。

iii 取引先等について、反社会的勢力に関する確認を実施している。

iv 反社会的勢力の該当有無の調査に関しては、外部関係機関等から得た情報を収集し、反社会的勢力に該当するか判断している。

v 反社会的勢力からの不当な要求に備え、警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

a 業務執行の適正性を確保するための体制

毎月、定例の取締役会を開催し、各管掌役員から各部門の業務執行内容について報告を行い、その内容について確認、監督しております。さらに、取締役会において取締役全員による経営に関する幅広い情報交換を行っております。

b 監査役職務執行体制

監査役会で定めた監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員の業務の執行状況について調査を実施しております。また、会計監査人と適宜、意見交換を行い、適正な監査を実施しているかを検証しております。

c 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため内部統制委員会を組織し、財務報告の適正性を確保するための内部統制の整備・運用状況を評価し、必要に応じてその見直しを行っております。

d コンプライアンス及びリスク管理に関する取組み

取締役及び使用人に対して、全社総会等を通して「倫理行動規範」を周知し、コンプライアンスに関する研修等を実施するとともに、インサイダー取引防止のための研修等も実施しております。また、「危機管理規程」や「リスク管理規程」をもとに、各種危険に対するリスクを個別に認識し、その状況を常時把握、モニタリングしております。

e 現状において明らかになった課題・改善点

該当事項はありません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保資金を充実し、環境の変化を取り入れた積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

当社は現在、成長過程にあり、そのため内部留保資金の充実を図ることで、財務体質の強化と事業拡大のための投資等により株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

配当政策の基本方針としては株主への利益還元と内部留保充実を総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていく所存ではありますが、当面は配当性向20%以上を基準に配当額を決定する方針といたします。

当社の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては普通配当2円50銭を実施させていただく予定です。この結果、当期の年間配当金は1株につき2円50銭となる予定です。

~~~~~  
本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
|----------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| ( 資 産 の 部 )          |                  | ( 負 債 の 部 )                  |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>3,858,920</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>419,833</b>   |
| 現 金 及 び 預 金          | 3,710,780        | 買 掛 金                        | 8,830            |
| 売 掛 金                | 85,820           | 未 払 金                        | 87,872           |
| 仕 掛 品                | 164              | 未 払 費 用                      | 8,714            |
| 貯 蔵 品                | 87               | 未 払 法 人 税 等                  | 152,361          |
| 前 払 費 用              | 30,764           | 未 払 消 費 税 等                  | 31,569           |
| そ の 他                | 47,666           | 前 受 金                        | 61,498           |
| 貸 倒 引 当 金            | △16,363          | 預 り 金                        | 11,019           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>536,136</b>   | 賞 与 引 当 金                    | 30,136           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>79,078</b>    | 資 産 除 去 債 務                  | 16,000           |
| 建 物                  | 6,140            | そ の 他                        | 11,830           |
| 車 両 運 搬 具            | 4,363            | <b>固 定 負 債</b>               | <b>2,015,981</b> |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 68,574           | 新 株 予 約 権 付 社 債              | 2,003,866        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>363,779</b>   | 資 産 除 去 債 務                  | 11,314           |
| ソ フ ト ウ エ ア          | 363,702          | そ の 他                        | 800              |
| そ の 他                | 76               | <b>負 債 合 計</b>               | <b>2,435,814</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>93,278</b>    | ( 純 資 産 の 部 )                |                  |
| 出 資 金                | 500              | <b>株 主 資 本</b>               | <b>1,952,983</b> |
| 破 産 更 生 債 権 等        | 480              | 資 本 金                        | 192,060          |
| 長 期 前 払 費 用          | 214              | 資 本 剰 余 金                    | 132,060          |
| 繰 延 税 金 資 産          | 33,866           | 利 益 剰 余 金                    | 2,065,807        |
| 敷 金 及 び 保 証 金        | 42,732           | 自 己 株 式                      | △436,943         |
| 保 険 積 立 金            | 15,964           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,795</b>     |
| 貸 倒 引 当 金            | △480             | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 1,795            |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>4,395,056</b> | <b>新 株 予 約 権</b>             | <b>4,464</b>     |
|                      |                  | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>1,959,242</b> |
|                      |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>4,395,056</b> |

## 連 結 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売 上 高           |         | 2,080,776 |
| 売 上 原 価         |         | 292,749   |
| 売 上 総 利 益       |         | 1,788,026 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 946,221   |
| 営 業 利 益         |         | 841,805   |
| 営 業 外 収 益       |         |           |
| 受 取 利 息         | 78      |           |
| 有 価 証 券 利 息     | 133     |           |
| 為 替 差 益         | 2,336   |           |
| 補 助 金 収 入       | 1,599   |           |
| 雑 収 入           | 1,108   | 5,255     |
| 営 業 外 費 用       |         |           |
| 資 金 調 達 費 用     | 16,920  |           |
| 雑 損 失           | 199     | 17,120    |
| 経 常 利 益         |         | 829,941   |
| 特 別 利 益         |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益   | 728     | 728       |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 830,670   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 249,891 |           |
| 法人税等調整額         | 1,195   | 251,087   |
| 当 期 純 利 益       |         | 579,583   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 579,583   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から)  
(2021年9月30日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |         |           |          |            |
|------------------------------|---------|---------|-----------|----------|------------|
|                              | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 192,060 | 132,060 | 1,582,485 | △478     | 1,906,127  |
| 当連結会計年度変動額                   |         |         |           |          |            |
| 剰余金の配当                       | -       | -       | △96,261   | -        | △96,261    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          | -       | -       | 579,583   | -        | 579,583    |
| 自己株式の取得                      | -       | -       | -         | △436,465 | △436,465   |
| 株主資本以外の項目の当連結会<br>計年度変動額(純額) | -       | -       | -         | -        | -          |
| 当連結会計年度変動額合計                 | -       | -       | 483,321   | △436,465 | 46,856     |
| 当連結会計年度末残高                   | 192,060 | 132,060 | 2,065,807 | △436,943 | 1,952,983  |

|                              | その他の包括利益累計額  |                       | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-------|-----------|
|                              | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | △278         | △278                  | -     | 1,905,848 |
| 当連結会計年度変動額                   |              |                       |       |           |
| 剰余金の配当                       | -            | -                     | -     | △96,261   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          | -            | -                     | -     | 579,583   |
| 自己株式の取得                      | -            | -                     | -     | △436,465  |
| 株主資本以外の項目の当連結会<br>計年度変動額(純額) | 2,074        | 2,074                 | 4,464 | 6,538     |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 2,074        | 2,074                 | 4,464 | 53,394    |
| 当連結会計年度末残高                   | 1,795        | 1,795                 | 4,464 | 1,959,242 |

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 康納美克（大連）科技有限公司

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である康納美克（大連）科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、8月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- ・ 仕 掛 品……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯 蔵 品……………最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 10年～15年 |
| 車両運搬具     | 4年～6年   |
| 工具、器具及び備品 | 3年～8年   |

ロ 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）5年（社内における利用可能期間）

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(会計上の見積り)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |            |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 79,078 千円  |
| 無形固定資産 | 363,779 千円 |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループから得られる将来キャッシュ・フローに基づき、減損の認識の要否の判定を実施しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。



#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

161,358千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式(株) | 48,132,000        | —                | —                | 48,132,000       |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式(株) | 1,206             | 709,700          | —                | 710,906          |

(注) 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得709,700株による増加分であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

2020年12月18日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 96,261千円
- ・ 1株当たりの配当額 2円
- ・ 基準日 2020年9月30日
- ・ 効力発生日 2020年12月21日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年12月22日開催の定時株主総会の議案として、剰余金の処分の件につき期末配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ・ 配当金の総額 118,552千円
- ・ 1株当たりの配当額 2円50銭
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

##### (4) 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,800,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的の以外には行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、半年以内の支払期日となっております。

新株予約権付社債は、成長実現のためのM&A資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で5年以内であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等により回収不能となるリスクの早期把握や軽減を図っております。

##### b 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|                        | 連結貸借対照表計上額  | 時価        | 差額     |
|------------------------|-------------|-----------|--------|
| ① 現金及び預金               | 3,710,780   | 3,710,780 | －      |
| ② 売掛金                  | 85,820      | 85,820    | －      |
| ③ 破産更生債権等<br>貸倒引当金 (※) | 480<br>△480 |           |        |
|                        | －           | －         | －      |
| ④ 敷金及び保証金              | 31,908      | 31,592    | △315   |
| 資産計                    | 3,828,509   | 3,828,193 | △315   |
| ① 買掛金                  | 8,830       | 8,830     | －      |
| ② 未払金                  | 87,872      | 87,872    | －      |
| ③ 新株予約権付社債             | 2,003,866   | 2,051,400 | 47,533 |
| 負債計                    | 2,100,568   | 2,148,102 | 47,533 |

(※) 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産 ① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③ 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

#### ④ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

#### 負債 ① 買掛金、② 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③ 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価の算定は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分          | 当連結会計年度末<br>(2021年9月30日) |
|-------------|--------------------------|
| 出資金(※1)     | 500                      |
| 敷金及び保証金(※2) | 10,824                   |

(※1) 出資金については市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象に含めておりません。

(※2) 敷金及び保証金の一部は、回収スケジュールを予測することができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 敷金及び保証金」に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|         | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金  | 3,710,780 | —           | —            | —    |
| 売掛金     | 85,820    | —           | —            | —    |
| 敷金及び保証金 | 31,908    | —           | —            | —    |
| 合計      | 3,828,509 | —           | —            | —    |

なお、破産更生債権等480千円及び敷金及び保証金のうち10,824千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定には含めておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|          | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------|------|-------------|--------------|------|
| 新株予約権付社債 | —    | 2,003,866   | —            | —    |
| 合計       | —    | 2,003,866   | —            | —    |

**7. 1株当たり情報に関する注記**

|                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 41円22銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 12円08銭 |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,832,836</b> | <b>流動負債</b>     | <b>419,872</b>   |
| 現金及び預金          | 3,685,505        | 買掛金             | 7,213            |
| 売掛金             | 85,820           | 未払金             | 91,486           |
| 仕掛品             | 164              | 未払費用            | 8,714            |
| 貯蔵品             | 87               | 未払法人税等          | 152,361          |
| 前払費用            | 29,955           | 未払消費税等          | 31,569           |
| その他             | 47,666           | 前受金             | 61,498           |
| 貸倒引当金           | △16,363          | 預り金             | 10,999           |
| <b>固定資産</b>     | <b>575,884</b>   | 賞与引当金           | 28,200           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>78,167</b>    | 資産除去債務          | 16,000           |
| 建物              | 6,140            | その他             | 11,830           |
| 車両運搬具           | 4,363            | <b>固定負債</b>     | <b>2,015,981</b> |
| 工具、器具及び備品       | 67,663           | 新株予約権付社債        | 2,003,866        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>395,319</b>   | 資産除去債務          | 11,314           |
| ソフトウェア          | 395,243          | その他             | 800              |
| その他             | 76               | <b>負債合計</b>     | <b>2,435,854</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>102,396</b>   | (純資産の部)         |                  |
| 出資金             | 500              | <b>株主資本</b>     | <b>1,968,402</b> |
| 関係会社出資金         | 10,000           | 資本金             | 192,060          |
| 破産更生債権等         | 480              | 資本剰余金           | 132,060          |
| 長期前払費用          | 62               | 資本準備金           | 132,060          |
| 繰延税金資産          | 33,866           | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,081,226</b> |
| 敷金及び保証金         | 42,003           | 利益準備金           | 220              |
| 保険積立金           | 15,964           | その他利益剰余金        | 2,081,006        |
| 貸倒引当金           | △480             | 繰越利益剰余金         | 2,081,006        |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,408,720</b> | <b>自己株式</b>     | <b>△436,943</b>  |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>4,464</b>     |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,972,866</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,408,720</b> |

## 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売 上 高           |         | 2,080,776 |
| 売 上 原 価         |         | 296,028   |
| 売 上 総 利 益       |         | 1,784,748 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 938,641   |
| 営 業 利 益         |         | 846,106   |
| 営 業 外 収 益       |         |           |
| 受 取 利 息         | 21      |           |
| 有 価 証 券 利 息     | 133     |           |
| 為 替 差 益         | 2,700   |           |
| 補 助 金 収 入       | 1,599   |           |
| 雑 収 入           | 1,099   | 5,554     |
| 営 業 外 費 用       |         |           |
| 資 金 調 達 費 用     | 16,920  |           |
| 雑 損 失           | 174     | 17,095    |
| 経 常 利 益         |         | 834,565   |
| 特 別 利 益         |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益   | 728     | 728       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 835,294   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 249,416 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 1,195   | 250,611   |
| 当 期 純 利 益       |         | 584,682   |

## 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |             |       |              |             |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-------|--------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金 |              |             |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益<br>剰余金 | 繰越利益<br>剰余金 |
| 当 期 首 残 高               | 192,060 | 132,060 | 132,060     | 220   | 1,592,585    | 1,592,805   |
| 当 期 変 動 額               |         |         |             |       |              |             |
| 剰 余 金 の 配 当             | －       | －       | －           | －     | △96,261      | △96,261     |
| 当 期 純 利 益               | －       | －       | －           | －     | 584,682      | 584,682     |
| 自己株式の取得                 | －       | －       | －           | －     | －            | －           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －       | －       | －           | －     | －            | －           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －       | －           | －     | 488,421      | 488,421     |
| 当 期 末 残 高               | 192,060 | 132,060 | 132,060     | 220   | 2,081,006    | 2,081,226   |

|                         | 株主資本     |            | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|----------|------------|-------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |       |           |
| 当 期 首 残 高               | △478     | 1,916,447  | －     | 1,916,447 |
| 当 期 変 動 額               |          |            |       |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | －        | △96,261    | －     | △96,261   |
| 当 期 純 利 益               | －        | 584,682    | －     | 584,682   |
| 自己株式の取得                 | △436,465 | △436,465   | －     | △436,465  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －        | －          | 4,464 | 4,464     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △436,465 | 51,955     | 4,464 | 56,419    |
| 当 期 末 残 高               | △436,943 | 1,968,402  | 4,464 | 1,972,866 |



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

・ 関係会社出資金…………… 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

・ 仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・ 貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 10年～15年 |
| 車両運搬具     | 4年～6年   |
| 工具、器具及び備品 | 3年～8年   |

② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

事業年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(会計上の見積り)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |            |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 78,167 千円  |
| 無形固定資産 | 395,319 千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループから得られる将来キャッシュ・フローに基づき、減損の認識の要否の判定を実施しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額  | 159,807千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務 |           |
| 短期金銭債権              | － 千円      |
| 長期金銭債権              | － 千円      |
| 短期金銭債務              | 6,628 千円  |
| 長期金銭債務              | － 千円      |

#### 5. 損益計算書に関する注記

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 関係会社との取引高       |           |
| 営業取引による取引高      | 69,794 千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | － 千円      |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加      | 減少 | 当事業年度末  |
|----------|---------|---------|----|---------|
| 普通株式 (株) | 1,206   | 709,700 | －  | 710,906 |

(注) 自己株式 (普通株式) の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得709,700株による増加分であります。

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 賞与引当金    | 8,634千円  |
| 貸倒引当金    | 5,157 // |
| 未払費用     | 1,234 // |
| 未払事業税    | 8,285 // |
| 減価償却費    | 1,066 // |
| 資産除去債務   | 8,363 // |
| その他      | 1,939 // |
| 繰延税金資産合計 | 34,682千円 |

繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △815千円   |
| 繰延税金負債合計        | △815千円   |
| 繰延税金資産純額        | 33,866千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係            | 取引内容   | 取引金額(千円) | 科目         | 期末残高(千円)     |
|-----|----------------|----------------|----------------------|--------|----------|------------|--------------|
| 子会社 | 康納美克(大連)科技有限公司 | 直接100%         | システム開発業務の委託<br>役員の兼任 | システム開発 | 69,794   | 買掛金<br>未払金 | 810<br>5,817 |

(※) システム開発の取引金額については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 41円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12円19銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年10月29日

株式会社カナミックネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中山 博 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 川 口 靖 仁

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナミックネットワークの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナミックネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年10月29日

株式会社カナミックネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中山 博 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 川 口 靖 仁

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナミックネットワークの2020年10月1日から2021年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月2日

株式会社カナミックネットワーク 監査役会

常勤監査役 大用 恭 市 ㊞

監査役 今谷 俊夫 ㊞

監査役 千葉 恒久 ㊞

(注) 監査役大用恭市及び今谷俊夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、株主への利益還元と内部留保充実を総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていくことを基本としております。

第21期の期末配当につきましては、このような配当方針に基づき、当事業年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 2円50銭  
総額 118,552,735円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年12月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                         | 変 更 案                                                           |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 第2条（目的）<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条（目的）<br>（現行どおり）                                              |
| 1～25 （条文省略）                     | 1～25 （現行どおり）                                                    |
| （新 設）                           | <u>26. 薬局の経営</u>                                                |
| （新 設）                           | <u>27. 医薬品、医薬部外品、医療機器、衛生用品、介護用品、介護用具、日用品雑貨、その他の物品の販売</u>        |
| （新 設）                           | <u>28. ビタミン等の栄養素を補給した栄養補助食品、健康食品その他の食料品及び化粧品の製造及び販売</u>         |
| （新 設）                           | <u>29. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、特定保健用食品の臨床試験の受託</u>                   |
| （新 設）                           | <u>30. 医療機関における治験業務支援</u>                                       |
| （新 設）                           | <u>31. フィットネスクラブの経営</u>                                         |
| （新 設）                           | <u>32. マッサージ施術所、スポーツ施設、エステティックサロン、接骨院、整体、鍼灸院、リラクゼーションルームの経営</u> |
| （新 設）                           | <u>33. 食事管理及び健康管理に関する業務</u>                                     |
| （新 設）                           | <u>34. 通信販売及び卸売販売に関する業務</u>                                     |
| （新 設）                           | <u>35. 飲食店の経営</u>                                               |

| 現 行 定 款                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p><u>26～28</u> (条文省略)</p> <p><u>29. 飲食店の経営</u></p> <p><u>30. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> | <p><u>36. 前各号に係るフランチャイズ契約及び経営の指導業務</u></p> <p><u>37～39</u> (現行どおり)</p> <p><u>40. その他の適法な一切の事業</u></p> <p><u>41. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>生年月日                                                                                                                                                                                        | 略歴、地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | やま もと みのる<br>山 本 稔<br>1953年12月18日                                                                                                                                                                 | 2000年10月 当社設立<br>当社代表取締役社長<br>2007年1月 当社取締役会長（現任）<br>2010年1月 特定非営利活動法人ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム（現特定非営利活動法人ASP・SaaS・IoTクラウドコンソーシアム）理事（現任）<br>2014年9月 株式会社SHO代表取締役（現任）<br>2019年4月 株式会社ネクサスホールディングス取締役（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社SHO代表取締役 | 900,000株       |
|           | <p>（取締役候補者とした理由）<br/>山本稔氏は当社の創業者として経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。</p>                                    |                                                                                                                                                                                                                                      |                |
| 2         | やま もと よう こ<br>山 本 洋 子<br>1950年5月17日                                                                                                                                                               | 1992年6月 株式会社希望社入社<br>2002年10月 当社入社<br>当社取締役副社長<br>2007年1月 当社代表取締役社長<br>2014年9月 当社代表取締役副会長（現任）                                                                                                                                        | 1,400,000株     |
|           | <p>（取締役候補者とした理由）<br/>山本洋子氏は当社創業期より経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役副会長として、経営の陣頭指揮を執ってまいりました。また、会社全般の統括管理、従業員の教育計画、法務全般などを中心に、企業価値向上に資する様々な経営課題に着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                      |                |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>生年月日                           | 略歴、地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | やま もと たく ま<br>山 本 拓 真<br>1978年2月11日  | 2000年4月 株式会社富士通システムソリューションズ（現富士通株式会社）入社<br>2005年5月 当社入社<br>当社常務取締役<br>2007年1月 当社専務取締役<br>2011年4月 国立大学法人東京大学高齢社会総合研究機構共同研究研究員<br>2012年4月 独立行政法人国立がん研究センター外来研究員<br>2014年9月 当社代表取締役社長（現任）         | 6,684,000株     |
|           |                                      | （取締役候補者とした理由）<br>山本拓真氏は当社入社時より経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役社長として、経営の陣頭指揮を執ってまいりました。また、経営方針、事業の方向性や営業戦略、開発計画、数値目標の立案などを通じて企業価値向上に資する様々な経営課題に着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といいたしました。 |                |
| 4         | やま もと けい し<br>山 本 景 士<br>1982年7月8日   | 2005年4月 株式会社アマナイメージズ（現株式会社アマナ）入社<br>2008年11月 当社入社<br>2014年2月 当社取締役企画制作室室長<br>2014年3月 当社取締役企画制作部部长<br>2014年9月 当社常務取締役企画制作部部长<br>2019年12月 当社取締役副社長営業部部长兼企画制作部部长（現任）                              | 722,000株       |
|           |                                      | （取締役候補者とした理由）<br>山本景士氏は入社以来企画制作部門に携わり、コンテンツビジネスに関する豊富な経験および知識を有しております。現在は企画制作部部长として、コンテンツサービスの構築や当社システムのユーザーインターフェイス強化に寄与しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といいたしました。                   |                |
| 5         | いし かわ りゅう た<br>石 川 竜 太<br>1972年7月18日 | 1995年4月 株式会社日本コンピュータ開発入社<br>2001年7月 株式会社富士通システムソリューションズ（現富士通株式会社）入社<br>2009年4月 当社入社<br>当社開発部部长<br>2014年2月 当社取締役開発部部长（現任）                                                                       | 180,000株       |
|           |                                      | （取締役候補者とした理由）<br>石川竜太氏は入社以来開発部門に携わり、当社システムの開発に関する豊富な経験および知識を有しております。現在は開発部部长としてシステム開発業務全般を統括し、新たな当社システムの開発や機能強化、品質管理体制の構築に寄与しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といいたしました。                |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                          | 氏名<br>生年月日                           | 略歴、地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                  | わか ばやし けん や<br>若 林 賢 也<br>1969年4月22日 | 1999年6月 株式会社SFCG入社<br>2006年6月 同社執行役員経理部長<br>2007年6月 株式会社アイフィスジャパン入社<br>同社経営管理部ディレクター<br>2015年12月 当社入社<br>当社管理部課長<br>2017年12月 当社管理部部長<br>2018年12月 当社取締役管理部部長（現任）                                                                                                                                                                                                                     | 510株           |
| (取締役候補者とした理由)<br>若林賢也氏は前職より上場会社の管理部門全般に携わっており、経理分野を中心に豊富な経験および知識を有しております。現在は管理部部長として管理業務全般を統括しており、当社のコーポレートガバナンスのさらなる推進・強化が期待できることから、取締役候補者いたしました。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |
| 7                                                                                                                                                  | かき ぞえ ただ お<br>垣 添 忠 生<br>1941年4月10日  | 1975年7月 国立がんセンター（現国立研究開発<br>法人国立がん研究センター）入職<br>1992年1月 同センター病院長<br>1992年7月 同センター中央病院長<br>2002年4月 同センター総長<br>2007年3月 財団法人日本対がん協会（現公益財<br>団法人日本対がん協会）会長（現<br>任）<br>2007年4月 国立がんセンター（現国立研究開発<br>法人国立がん研究センター）名誉総<br>長<br>2009年6月 聖路加看護大学大学院特任教授<br>2011年6月 テルモ株式会社取締役<br>2011年6月 日本テレビ放送網株式会社（現日本<br>テレビホールディングス株式会社）<br>取締役（現任）<br>2014年2月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>公益財団法人日本対がん協会会長 | 180,000株       |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>垣添忠生氏につきましては、医療分野における卓越した見識と幅広い経験を有していることから、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断しております。                                      |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |



| 候補者<br>番号 | 氏名<br>生年月日                                                                                                                       | 略歴、地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8         | ふく かわ しん じ<br>福 川 伸 次<br>1932年3月8日                                                                                               | 1955年4月 通商産業省（現経済産業省）入省<br>1986年6月 同省通商産業事務次官<br>1988年12月 財団法人地球産業文化研究所（現一般財団法人地球産業文化研究所）顧問（現任）<br>2002年11月 日本産業パートナーズ株式会社取締役会長（現任）<br>2003年3月 学校法人東洋大学理事<br>2011年12月 ジェットスター・ジャパン株式会社会長<br>2012年12月 学校法人東洋大学理事長<br>2014年6月 KDDI株式会社取締役<br>2014年7月 当社取締役（現任）<br>2015年4月 ジェットスター・ジャパン株式会社名誉会長<br>2016年7月 有限責任あずさ監査法人経営監理委員会委員<br>2017年7月 有限責任あずさ監査法人公益監視委員会委員<br>2018年12月 学校法人東洋大学総長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>学校法人東洋大学総長 | 180,000株       |
|           | （社外取締役候補者としての理由及び期待される役割）<br>福川伸次氏につきましては、情報通信業における卓越した見識と幅広い経験を有していることから、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断しております。                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |
| 9         | ふた がわ かず お<br>二 川 一 男<br>1956年12月2日                                                                                              | 1980年4月 厚生省（現厚生労働省）入省<br>2012年9月 厚生労働省大臣官房長<br>2014年7月 厚生労働省医政局長<br>2015年10月 厚生労働事務次官<br>2017年7月 厚生労働事務次官退官<br>2018年8月 内閣官房社会保障改革室政策参与<br>2020年6月 東レ株式会社取締役（現任）<br>2020年12月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                               | —              |
|           | （社外取締役候補者としての理由及び期待される役割）<br>二川一男氏につきましては、医療介護・保健・社会保障・労働環境における行政官としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。  
 2. 垣添忠生氏、福川伸次氏及び二川一男氏の3名は、社外取締役候補者であります。

3. 垣添忠生氏、福川伸次氏及び二川一男氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。なお、本議案が承認可決され、垣添忠生氏、福川伸次氏及び二川一男氏が選任された場合、当社は引き続き垣添忠生氏、福川伸次氏及び二川一男氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、垣添忠生氏、福川伸次氏及び二川一男氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、垣添忠生氏、福川伸次氏及び二川一男氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 垣添忠生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年10ヵ月であります。
7. 福川伸次氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年5ヵ月であります。
8. 二川一男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
9. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年9月末日時点の株式数を記載しております。

(参考) 取締役・監査役の主な専門性と経験

(1) 当社の取締役候補(者)の主な専門性と経験は、次の通りであります。

|                              | 氏名    | スキル          |                    |       |       |             |                          |
|------------------------------|-------|--------------|--------------------|-------|-------|-------------|--------------------------|
|                              |       | 企業経営<br>経営経験 | 重要事業<br>及び<br>業界経験 | IT・DX | 財務・会計 | 法務<br>リスク管理 | ESG<br>(環境・社会・<br>ガバナンス) |
| 取<br>締<br>役<br>候<br>補<br>(者) | 山本 稔  | ○            | ○                  | ○     | ○     |             | ○                        |
|                              | 山本 洋子 | ○            | ○                  |       | ○     | ○           | ○                        |
|                              | 山本 拓真 | ○            | ○                  | ○     | ○     | ○           | ○                        |
|                              | 山本 景士 |              | ○                  | ○     |       |             | ○                        |
|                              | 石川 竜太 |              | ○                  | ○     |       |             |                          |
|                              | 若林 賢也 |              |                    |       | ○     | ○           | ○                        |
|                              | 垣添 忠生 | ○            | ○                  |       |       |             |                          |
|                              | 福川 伸次 | ○            | ○                  | ○     |       |             | ○                        |
|                              | 二川 一男 | ○            | ○                  |       |       | ○           | ○                        |
| 監<br>査<br>役                  | 大用 恭市 |              |                    |       | ○     | ○           |                          |
|                              | 今谷 俊夫 |              |                    |       | ○     | ○           |                          |
|                              | 千葉 恒久 |              |                    |       | ○     | ○           | ○                        |

※ 各人に特に期待される項目を記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

※ 上記一覧表には現任の監査役も含まれております。

(2) 現在の取締役および監査役の属性、所属委員会は次の通りであります。

|             | 氏名    | 性別 | 社外役員 | 指名委員会 | 報酬委員会 |
|-------------|-------|----|------|-------|-------|
| 取<br>締<br>役 | 山本 稔  | 男性 |      |       |       |
|             | 山本 洋子 | 女性 |      |       |       |
|             | 山本 拓真 | 男性 |      | ○     | ○     |
|             | 山本 景士 | 男性 |      |       |       |
|             | 石川 竜太 | 男性 |      |       |       |
|             | 若林 賢也 | 男性 |      |       |       |
|             | 垣添 忠生 | 男性 | 社外   | ○     | ○     |
|             | 福川 伸次 | 男性 | 社外   | ○     | ○     |
|             | 二川 一男 | 男性 | 社外   |       |       |
| 監<br>査<br>役 | 大用 恭市 | 男性 | 社外   |       |       |
|             | 今谷 俊夫 | 男性 | 社外   |       |       |
|             | 千葉 恒久 | 男性 |      |       |       |

※ 当社は指名委員会等設置会社(会社法第2条第12号)ではございませんので、上記指名委員会、報酬委員会は任意機関となります。

以上

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を付与するため総額を年額90百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とする金銭報酬債権を新たに設定したいと存じます。

なお、本総会開催時点の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されました場合、引き続き取締役は同数となります。

#### 【対象取締役に割当てる譲渡制限付株式の内容及び数量の上限】

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与を目的とする報酬として上記年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。

各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の発行又は処分を受けるものとします。

譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

##### 2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において発行又は処分をされる譲渡制限付株式の総数は150,000株を上限といたします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じ

て割当てる譲渡制限付株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合は、当該譲渡制限付株式の総数を、合理的な範囲で調整いたします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役が譲渡制限付株式の割当てを受けた日から、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位（以下「当該地位」という。）を退任又は退職した日迄の間を譲渡制限期間とする。

#### (2) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限期間中、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対する譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社取締役会が予め定めた期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に、対象取締役が当該地位を退任又は退職した場合は、その退任又は退職につき正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。ただし、対象取締役が、役務提供期間の満了前であっても正当な理由により当該地位を退任又は退職した場合は、当社取締役会の承認により、本割当株式の全部について、譲渡制限を解除することができる。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（4）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (4) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当該地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由なく当該地位を退任又は退職した場合には、当社は、当該対象取締役に割当てられた本割当株式の全部について、譲渡制限を解除しない。

#### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社

の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

#### （6）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

#### 【ご参考】

本議案が承認可決された場合に變更予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は次のとおりであります。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては職責、経営への貢献度および役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬（金銭報酬）および自社株報酬（非金銭報酬）とする。ただし、社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、固定報酬（金銭報酬）のみとする。

##### 2. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬（金銭報酬）の額は、職責、経営への貢献度および役位に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

取締役の固定報酬（金銭報酬）については、株主総会の決議により決定された取締役の報酬限度額の範囲内で、年額を分割して毎月支給する。

##### 3. 自社株報酬（非金銭報酬）の個人別の額などの決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役は除く。）に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において自社株を付与する。

個別の取締役（社外取締役は除く。）に付与する自社株報酬の額および数、固定報酬の額に対する割合ならびに支給の時期および条件については、個別の取締役の役位、職責、在任年数、業績などを考慮し、取締役会が決定する。

##### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

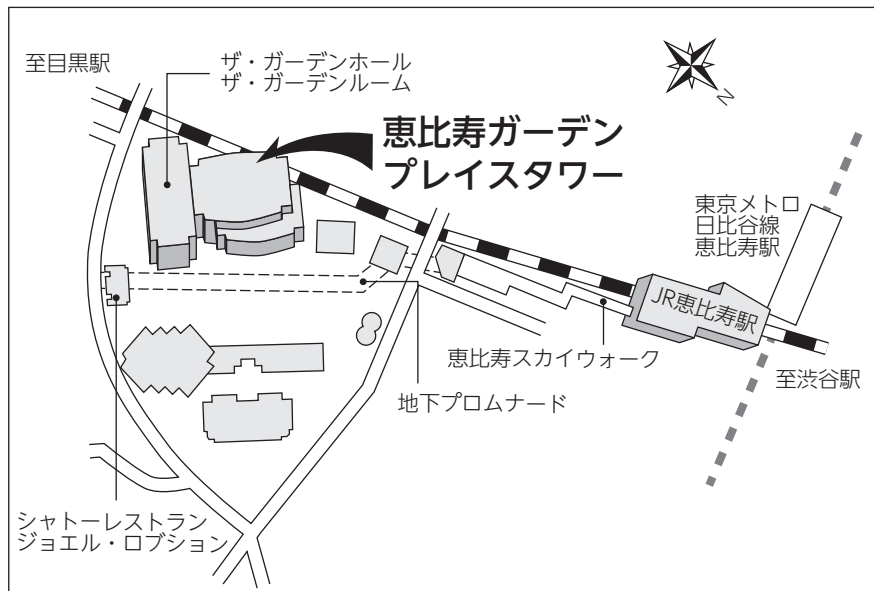
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長を議長とする報酬委員会に準ずる任意の機関（議長（代表取締役社長）及び構成員（社外取締役）

2名の計3名で構成)で決定する。報酬委員会に準ずる任意の機関の権限は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：恵比寿ガーデンプレイスタワー4階 SPACE 6  
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号



<交通> ◆ J R 「恵比寿駅」下車

東口より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由で約5分

◆東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車

1番出口（J R方面）より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）  
経由で約7分

◎雨天の場合は、屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）終点から上記ご案内図中で点線で示した地下道（地下プロムナード）を経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。

駐車場のご用意をいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内外での当社係員によるご案内は控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。